

令和 5 年 8 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 5 年 8 月 25 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 1 時 57 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

- 日程第 1 報告第 1 号 合意解約通知の報告について
日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更について
日程第 4 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

4. 出席した農業委員（12 名）

1 番 鈴 木 伸 一	2 番 赤 石 忠 秋	3 番 石 原 郷 士
4 番 岩 崎 十三江	5 番 大 澤 恵 美 子	6 番 櫻 井 正 彦
7 番 清 水 照 夫	8 番 関 口 裕	9 番 田 村 範 行
10 番 深 澤 良 朗	11 番 星 野 邦 夫	12 番 星 野 文 雄

5. 欠席した農業委員（1 名）

13 番 小 林 利 信

6. 出席した農地利用最適化推進委員（13 名）

1 番 新 井 巖 雄	2 番 石 原 茂 樹	3 番 岩 崎 俊 明
4 番 大 塚 孝 一	5 番 奥 澤 孝太郎	6 番 小 倉 正 範
7 番 尾 澤 勝	8 番 金 子 昇	9 番 小 林 和 弘
10 番 武 裕 士	11 番 田 中 由 郎	12 番 長 澤 修 一
13 番 星 野 健 一		

7. 欠席した農地利用最適化推進委員（0 名）

8. 出席した事務局職員（3 名）

事務局長 山 銅 敏 男	事務局長補佐 森 田 憲 一
主 任 古 郷 真 吾	

事 務 局 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和 5 年 8 月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者は 13 番小林 利信委員です。従いまして、在任農業委員 13 名中、現在の出席委員は 12 名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名となります。

それでは、開会に先立ちまして、鈴木職務代理よりご挨拶をいただきます。

職務代理 改めまして皆さんこんにちは。本日も案件がいくつもございますが、みなさんのご協力のもと、スムーズに議事を進めたいと思っております。甚だ簡単ではありますが、開催の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それではこれからは会長欠席のため、職務代理が議長となり総会を進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

議長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

議長 会期決定についてお諮りいたします。令和5年8月25日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 会期は令和5年8月25日一日限りといたします。

議事録署名人の決定

議長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

議長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「11番：星野 邦夫 委員」と「12番：星野 文雄 委員」の両名にお願いいたします。

報告第1号

議長 日程第1報告第1号「合意解約通知の報告について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第1号「合意解約通知の報告について」
次のとおり、合意解約の通知があったので、報告する。令和5年8月25日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は1件ございます。
番号1番。借人、貸人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑、計4筆。両者の話し合いにより合意解約したもの。農業経営基盤強化促進法による貸貸借。合意解約日は令和5年8月2日。
以上1件につきまして、報告いたします。

議案第1号

議長 日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。

令和5年8月25日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は2件ございます。

番号1番。譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)については、記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町塩原、田、計2筆、区分地上権。申請地において営農型太陽光発電事業を行うため、区分地上権を設定したく申請するもの。農地法第5条同時申請。

番号2番。譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)については、記載のとおりです。土地の表示等になります。東町小夜戸、畑。売買。現在、野菜栽培を中心とした農業を営んでいますが、申請地を買い受け、経営の規模拡張を図りたく申請するもの。

以上、2件の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

番号1番

議長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

9番推進委員

下部農地の作目は何でしょうか。

事務局

みょうがです。

議長

その他に意見はありますでしょうか。

(意見なし)

議長

意見等ないので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番

議長

説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議長

意見等ないので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

議案第2号

議長

日程第3議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」

次のとおり、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請があったので、決定を求める。令和5年8月25日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。
今回は2件ございます。

番号1番。当初計画者(申請人)、承継者については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。当初の事業計画、建売住宅用地。計画変更後の事業計画、露天駐車場用地。令和5年3月に農地法第5条による許可を受けましたが、事業の採算が取れないことが判明したため、第三者への売却を考えていたところ、買い受けたいとの要望があり、計画を変更するもの。令和5年3月27日に5条許可。全部承継。農地法第5条同時申請。第3種農地。

番号2番。当初計画者(申請人)については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑。当初の事業計画、庫裡及び露天駐車場建設用地。計画変更後の事業計画、露天駐車場用地。平成18年5月に農地法第5条による許可を受けましたが、会堂3階に庫裡を建築したため、露天駐車場のみの利用としたい、計画を変更するもの。平成18年5月19日に5条許可。全部承継。第3種農地。

以上2件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号1番
議長

番号1番について、笠3区の担当委員より説明をお願いします。

2番委員

2番、赤石です。地図の1番をご覧ください。国道50号を前橋方面から桐生方面に向かいます。桐生の市場の信号を北に向かいます。右カーブを右折します。道なりに50メートルほど進みます。左折してすぐの場所が申請地です。雑草が生えていますが何ら問題はございません。慎重審議をお願いします。

議長

番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番
議長

番号2番について、大間々3区の担当委員より説明をお願いします。

12番委員

12番、星野です。地図の2番をご覧ください。国道122号線を北上します。大間々高校入り口という信号があります。そこを左折します。一つ目の十字路を右折します。S字カーブに入り始めたところを左折し、50メートルほど直進した右手側が申請地です。ここは私の知る限りでは平成30年くらいから状況が変わっていま

せん。草等も生えていませんし、何ら問題はないと思います。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声多数と認め、番号 2 番の申請は可決いたします。

議案第 3 号

議 長 日程第 4 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和 5 年 8 月 25 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は 4 件ございます。番号 1 番から番号 4 番を説明します。
番号 1 番。譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。露天駐車場用地。売買。申請地の隣接地にて住宅設備工事業を営営しておりますが、保有する車両及び従業員の駐車場が不足しているため、申請地を買い受け、露天駐車場として利用したく申請するもの。農地法第 5 条計画変更同時申請。第 3 種農地。
番号 2 番。譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。事務所及び犬舎用地。売買。市内にてペットブリーダー業を営営しておりますが、近隣に迷惑にならないような土地を探していたところ、申請地を譲ってもらえることとなり、申請するもの。〇〇雑種地 200 m²と一体利用。みどり市土地開発事業指導要綱該当。風致地区該当。第 3 種農地。
番号 3 番。譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町久宮、畑。露天駐車場用地。売買。申請地の近隣にてプラスチック製造販売業を営営しておりますが、従業員の駐車場が不足しているため、申請地を買い受け、露天駐車場として利用したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。大間々用水土地改良区第 11-2 工区該当。第 3 種農地。
番号 4 番。譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町塩原、田、計 2 筆。営農型太陽光発電所用地(一時転用)。賃貸借。東京都で太陽光発電事業等を営営していますが、許可の更新時期となるため、申請地を借り受け、引き続き営農型発電設備用地として利用したく申請するもの。一時転用期間は令和 5 年 8 月 25 日から令和 8 年 8 月 24 日。農地法第 3 条同時申請。

以上、4件の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

番号1番
議 長

番号1番について、笠3区の担当委員より説明をお願いします。

2番委員

2番、赤石です。地図の1番をご覧ください。議案第2号の番号1番と同じ場所です。少し草が生えていますが、何ら問題はないと思います。慎重審議をお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番
議 長

番号2番について、笠懸5区の担当委員より説明をお願いします。

9番委員

9番、田村です。地図の3番をご覧ください。桐生競艇場の近くに〇〇というスポーツクラブがあります。そこに入る入口の向かい側が申請地となります。特段問題はないと思いますが、慎重審議をお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

番号3番
議 長

番号3番について、笠6区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員

7番、清水です。地図の4番をご覧ください。久宮の〇〇の信号を右折し、西に向かいます。〇〇のヤードがあります。そこを過ぎて、1つめの十字路を左折し、南下します。1軒目の宅地の南側隣接地が申請地です。雑草が生えていますが、道路に面したところは除草剤が撒いてあり、特段問題ないと思います。慎重審議

をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 3 番について採決をいたします。番号 3 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声多数と認め、番号 3 番の申請は可決いたします。

番号 4 番

議 長 番号 4 番について、大間々 16 区の担当委員より説明をお願いします。

11 番委員 11 番、星野です。地図の 5 番をご覧ください。福岡大橋を渡って、T 字路を左折し、貴船方面に向かいます。多世代交流館(旧福岡西小学校)の南東に位置します。一時転用の更新ということで、特段問題はないと思いますが、慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 4 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 4 番について採決をいたします。番号 4 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声多数と認め、番号 4 番の申請は可決いたします。

議 長 ありがとうございました。これですべての審議を終了しましたので、令和 5 年 8 月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和 5 年 8 月 25 日 午後 1 時 57 分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

議長

小林利信

星野(文)11番委員

星野邦夫

星野(明)12番委員

星野文雄